

農事組合法人に関する各種届出等一覧

| 事 項                          | 届 出 書 類                                 | 添 付 書 類   | 届 出 先   | 届 出 期 限  |              |
|------------------------------|---|---|---|--|--------------|
| ★設立したとき<br>○設立登記をす<br>るとき    | ○農事組合法人設立登記<br>申請書                      | ・定款<br>・出資引受書（出資組合のみ）<br>・出資金領収書（ ）<br>・財産引継書（現物出資）<br>・設立発起人会の議事録謄本<br>・理事就任承諾書<br>・理事の印鑑証明書<br>・登記用別紙<br>・印鑑届 | 法務局   | 非出資組合につ<br>いては役員選任<br>の日、出資組合に<br>ついては第1回<br>の払込のあった<br>日から2週間以<br>内 |              |
| ○登記を委任す<br>るとき               | 委任状                                     |   | 法務局   | 法人設立登記時  |              |
| ○行政庁への設<br>立の届出をす<br>るとき     | 農事組合法人設立届                               | ・登記簿の謄本<br>・定款<br>・事業計画書<br>・設立経過報告書<br>・設立発起人会の議事録謄本<br>・組合員名簿（氏名、年齢、住所、<br>組合員たる資格事項及び役職名等<br>を記載した書類）        | 都道府県<br>知事（所管<br>農業振興<br>事務所）又<br>は農林水<br>産大臣（所<br>管農政局<br>等） | 設立登記後2週<br>間以内   |              |
| ○税務関係機関<br>への設立の届<br>出をすするとき | 農事組合法人設立届出書                             | ・登記簿の謄本<br>・定款<br>・出資者名簿<br>・設立趣意書<br>・設立時の貸借対照表<br>・主たる事務所所在地の略図<br>・法人設立概況書等                                  | 税務署   | 設立後2か月以<br>内   |              |
|                              | 青色申告の承認申請書                              |   |   | 設立後3か月以<br>内   |              |
|                              | 減価償却資産の償却方法<br>の届出書及びたな卸資産<br>の評価方法の届出書 |   |   | 最初の確定申告<br>書提出期限まで   |              |
|                              | 給与支払事務所等の開設<br>届出書                      |   |   | 事務所開設から<br>1か月以内   |              |
|                              | 源泉所得税の納期の特例<br>の承認に関する申請書               |   |   | 設立後速やかに<br>※提出した翌月<br>分から適用  |              |
|                              | 農事組合法人設立届出書                             | ・登記簿の謄本<br>・定款  |   | 県税事務<br>所  | 設立後2か月以<br>内 |
|                              | 農事組合法人設立届出書                             | ・登記簿の謄本<br>・定款  |   | 市町村  | 設立後2か月以<br>内 |

| 事 項                                    | 届 出 書 類                  | 添 付 書 類   | 届出先                                | 届出期限                            |
|--|--------------------------|---|------------------------------------|---------------------------------|
| ○労働・社会保険関係への設立の届出をするとき<br>(※事業を開始したとき) | 適用事業報告                   |   | 労働基準監督署                            | 事業を開始したとき遅滞なく                   |
|  | 労働保険関係設立届                |   |                                    | 労働保険関係が成立した日の翌日から10日以内          |
|  | 就業規則届(就業規則を制定した場合)       |   |                                    | 常時10人以上の労働者を使用するときは遅滞なく         |
|  | 雇用保険適用事業所設置届             |   | 公共職業安定所                            | 設立後2週間以内                        |
|  | 社会保険関係成立届                |   |                                    | 労働保険関係が成立した日の翌日から10日以内          |
|  | 雇用保険被保険者資格取得届(従業員を雇ったとき) |   |                                    | 従業員を雇ったとき、その月の翌月から10日まで         |
|  | 健康保険新規適用届                | ※確定給与を支給しない農事組合法人は、国民健康保険が適用される   |                                    | 社会保険事務所                         |
| 健康保険被保険者資格取得届(従業員を雇ったとき)               |                          | 雇用後5日以内   |                                    |                                 |
| ★登記事項を変更をしたとき<br>○名称及び事業の変更の登記をするとき    | 農事組合法人変更登記申請書            | ・名称及び事業変更を決議した総会の議事録の謄本<br>・登記用別紙<br>・改印届   | 法務局                                | 総会決議後2週間以内                      |
| ○理事の変更の登記をするとき                         | 農事組合法人変更登記申請書            | ・理事の選任を決議した総会の議事録の謄本<br>・理事の辞任届<br>・理事の就任承諾書<br>・理事の印鑑証明書   | 法務局                                | 新理事就任後2週間以内                     |
| ★定款変更したとき<br>○行政庁への定款変更の届出をするとき        | 定款変更届                    | ・定款変更理由書<br>・変更した定款新旧条文対照表<br>・定款変更の決議をした総会の議事録の謄本又は抄本<br>※以下は出資1口の金額を減少した場合に必要<br>・財産目録及び貸借対照表<br>・農協法第49条第2項の規定による公告及び催告の写し<br>・農協法第50条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面 | 都道府県知事(所管農業振興事務所)または農林水産大臣(所管農政局等) | 定款変更後2週間以内(登記が必要な場合は変更登記後2週間以内) |

| 事 項                                   | 届 出 書 類              | 添 付 書 類  | 届 出 先                              | 届 出 期 限                                    |
|---------------------------------------|----------------------|--|------------------------------------|--|
| ★総会の決議により解散したとき<br>○解散及び清算人の就任登記をするとき | 農事組合法人解散及び清算人就任登記申請書 | <ul style="list-style-type: none"> <li>解散の決議をした総会の議事録の謄本</li> <li>印鑑届</li> <li>清算人の印鑑証明書</li> </ul>  | 法務局                                | 解散総会后 2 週間以内                               |
| ○行政庁への解散の届出をするとき                      | 農事組合法人解散届            | <ul style="list-style-type: none"> <li>登記簿の謄本</li> <li>解散理由書</li> <li>解散時における財産内容を証する書面</li> <li>解散の決議をした総会の議事録の謄本</li> <li>組合員が 3 人未満となった日から引き続き 6 月間 3 人以上とらなかったことを証する書面（組合員が 3 人未満となったことにより解散する場合）</li> <li>清算人の住所及び氏名を記載した書類</li> </ul>  | 都道府県知事（所管農業振興事務所）または農林水産大臣（所管農政局等） | 解散登記後 2 週間以内                               |
| ★清算終了したとき<br>○清算終了の登記をするとき            | 農事組合法人清算終了登記申請書      | <ul style="list-style-type: none"> <li>決算報告の承認をした総会の議事録の謄本</li> <li>決算報告書</li> </ul>   | 法務局                                | 清算終了総会后 2 週間以内                             |
| ○行政庁への解散の届出をするとき                      | 農事組合法人清算終了届          | <ul style="list-style-type: none"> <li>登記簿の謄本</li> <li>決算報告書の写し</li> <li>決算報告の承認をした総会の議事録の謄本</li> </ul>  | 都道府県知事（所管農業振興事務所）または農林水産大臣（所管農政局等） | 清算終了登記後 2 週間以内                             |
| ★合併したとき<br>○合併の登記をするとき                | 農事組合法人合併登記申請書        | <ul style="list-style-type: none"> <li>登記簿の謄本</li> <li>農協法第 65 条第 4 項において準用する法第 49 条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは信託したこと又は出資 1 口の金額を減少し、若しくは合併若しくは継承してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面</li> </ul>  | 法務局                                | 合併後主たる事務所の所在地では 2 週間以内、従たる事務所の所在地では 3 週間以内 |
| ○行政庁への合併の届出をするとき                      | 農事組合法人合併届            | <ul style="list-style-type: none"> <li>登記簿の謄本</li> <li>定款（新設又は存続する組合）</li> <li>合併理由書</li> <li>関係各農事組合法人の合併を決議した総会の議事録の謄本</li> <li>合併経過報告書</li> <li>農協法第 49 条に規定する手続を了したことを証する書面</li> <li>事業計画書</li> <li>組合員名簿（氏名、年齢、住所、組合員たる資格事項及び役職名等を記載）</li> <li>役員略歴及び理事の組合員たる資格事項を記載した書類（新設合併のみ）</li> </ul> | 都道府県知事（所管農業振興事務所）または農林水産大臣（所管農政局等） | 合併登記後 2 週間以内                               |

| 事 項  | 届 出 書 類                | 添 付 書 類  | 届 出 先                                     | 届 出 期 限   |
|--|------------------------|--|---|---|
| <p>★ 株式会社に組織変更したとき</p> <p>○ 組織変更の登記をするとき</p> | <p>農事組合法人組織変更登記申請書</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織変更計画書</li> <li>・ 定款</li> <li>・ 組織変更の決議をした総会の議事録の謄本</li> <li>・ 農協法第 73 条の 3 第 6 項に準用する農協法第 49 条の公告をしたことを証する書面</li> <li>・ 農協法第 73 条の 3 第 6 項において準用する農協法第 49 条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、そのものに対し弁済し、若しくは弁済を供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</li> <li>・ 組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額を証する書面</li> <li>・ 会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面</li> </ul> | <p>法務局</p>                                | <p>組織変更後主たる事務所の所在地では 2 週間以内、従たる事務所の所在地では 3 週間以内</p> |
| <p>○ 行政庁への組織変更の届出をするとき</p>                   | <p>農事組合法人組織変更届</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記簿の謄本（農事組合法人及び株式会社又は一般社団法人）</li> <li>・ 定款（株式会社又は一般社団法人）</li> <li>・ 組織変更理由書</li> <li>・ 組織変更計画書</li> <li>・ 組織変更の決議をした総会の議事録の謄本</li> <li>・ 組織変更経過報告書</li> <li>・ 法第 73 条の 3 に規定する手続を了したことを証する書面</li> <li>・ 組織変更後株式会社の取締役及び監査役の住所、氏名を記載した書類又は組織変更後一般社団法人の理事の住所、氏名を記載した書類</li> </ul>   | <p>都道府県知事（所管農業振興事務所）または農林水産大臣（所管農政局等）</p> | <p>組織変更登記後 2 週間以内</p>                               |